

豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業 事業者募集要項

1. 募集の概要

豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業（以下「産後ケア事業」）を実施するにあたり、産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、適切な事業運営が確保できると認められる事業者を募集するもの。

2. 業務内容

豊中市宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項に基づく委託業務（以下「本業務」という。）

3. 実施要件

（1）施設の要件

- ① 豊中市内または豊中市の近接市町内（大阪市、吹田市、箕面市等）において事業を実施する施設であること
- ② 医療法（昭和23年法律第23号）に定める病院若しくは診療所（産科又は産婦人科、小児科を標榜するものに限る。）又は助産所であること
- ③ 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ショートステイやデイケア業務について実績（※）がある、又は、分娩を取り扱っていること
※実績は、助産師、保健師、看護師の専門資格を有する者が、母乳相談や育児相談、乳房手当を実施したものを対象とする。
- ④ 事業の利用者専用の居室（母子1組当たり床面積が6.3平方メートル以上、2組以上なら1組当たり4.3平方メートル以上）が確保されていることが望ましい
- ⑤ 入浴施設（宿泊型事業を実施する場合に限る。）及び沐浴指導施設を有すること

（2）従事者の要件

助産師、保健師又は看護師を1名以上配置すること。特に、事業の利用者が産後4か月頃までは、原則、助産師を中心とした体制とする。その上で、必要に応じて以下①から②の者を配置することが出来る。

また、宿泊型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。

- ① 心理に関しての知識を有する者
- ② 育児に関する指導や育児サポートを実施するにあたり必要な者

（3）その他の要件

- ① 仕様書に規定するサービスを提供できること
- ② 助産所にて本業務を実施する場合は、利用者の病変その他緊急時に診療もしくは

電話等で医師に相談ができる協力医療機関を有すること

- ③ 本市との円滑な連絡体制を確保すること
- ④ 本文書に係る契約文書、仕様及び関係法案を遵守すること
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、更生又は再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者

4. 契約期間

契約期間については、別に定める。

（原則として、契約締結日から当該年度末まで）

5. 仕様書

別紙参照。

6. 委託料及び利用料

利用 1 件につき、利用内容及び利用者の区分に応じた金額とする。事業者は、利用内容及び利用区分に応じて、利用者から利用料を徴収すること。

詳細は、別表 1、別表 2-1、別表 2-2、別表 3 のとおり。

（※）当該利用に係る乳児が多胎の場合、2 人目以降 1 人につき、基本料に多胎児加算の額を加えるものとする。

別表1（宿泊型）

区分	総額	1：課税世帯		2：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	55,000円	52,000円	3,000円	54,000円	1,000円
1日追加	27,500円	26,000円	1,500円	26,900円	600円
多胎児加算	7,200円	7,200円	0円	7,200円	0円
多胎児1日追加	3,600円	3,600円	0円	3,600円	0円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児2人目以降1人につき下2段に掲げる額を加算する。

別表2-1（デイサービス型① 10時～17時）

区分	総額	1：課税世帯		2：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	14,000円	13,500円	500円	13,800円	200円
多胎児加算	2,100円	2,100円	0円	2,100円	0円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児2人目以降1人につき下段に掲げる額を加算する。

別表2-2（デイサービス型② 10時～19時）

区分	総額	1：課税世帯		2：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	18,000円	17,000円	1,000円	17,600円	400円
多胎児加算	2,700円	2,700円	0円	2,700円	0円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児2人目以降1人につき下段に掲げる額を加算する。

別表3（産後ケア支援スタッフ加算）

区分	委託料
産後ケア支援スタッフ加算（1時間あたり）	2,000円

委託料について、利用者が利用日の前々日の17時までに連絡なく、利用変更・中止した場合、事業者は委託料を2で除した額を市に請求することができる。市長は請求が適当であると認めた場合、委託料を支払う。

利用料について、利用者が利用日の前々日の17時までに連絡なく、利用変更・中止した場合、事業者は利用者に対し利用料を請求することができる。ただし、風水害等やむを得ないと市長が認める理由により、利用者が期日までに連絡できない場合はこの限りではない。

7. 事業開始までの流れ

（1）応募（申込み）

- (2) 本市における審査
- (3) 審査結果通知
- (4) 契約締結
- (5) 本業務の開始

8. 応募（申込み）に関する事項

(1) 提出先（事務局）

豊中市こども未来部おやこ保健課保健企画係 産後ケア事業担当

〒560-0023

大阪府豊中市岡上の町2丁目1番15号 豊中市すこやかプラザ1階

電話：06 - 6858 - 2285

FAX：06 - 6846 - 6080

メールアドレス：boshihoken@city.toyonaka.osaka.jp

(2) 提出書類

- ① 豊中市産後ケア事業受託申込書兼誓約書
- ② 事業者概要
- ③ 産後ケア類似事業の実績
- ④ 事業実施の基本計画
- ⑤ 本業務実施予定施設の平面図（任意様式）
- ⑥ 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（助産所のみ）
- ⑦ 事故発生時の対応マニュアル（任意様式）
- ⑧ 災害発生時の対応マニュアル（任意様式）
- ⑨ 損害賠償（保険加入または積立金）の加入が確認できる書面（複写可）

上記のうち、「②事業者概要」「③産後ケア類似事業の実績」「④事業実施の基本計画」内の事業実施施設概要、実施施設数及び面積、設備項目については、当該項目が記載されたパンフレットやリーフレット等で代用可能とする。「⑥産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書」については、協力医療機関との連携が確認できる書類の写しに代えることができる。

(3) 書類の提出方法

- ・事前連絡の上、郵送または窓口にて事務局宛に提出

9. 審査及び結果の通知

提出書類に及び実地調査による審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託事業者と決定し、契約を締結する。

審査結果は応募者に通知するとともに、受託事業者と決定した応募者については、事業者名、事業実施施設名、事業実施施設所在地等について本市ホームページにおいて公表する。

10. 注意事項等

- (1) 応募（申込み）に要する諸費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 契約の更新については、協議の上決定する。前年度に事業の委託を受けている場合は、前年度の申込内容から変更がない場合に限り、前年度の3月15日までに事業実施継続申込書を事務局宛に提出することにより、実施申込書類の提出に変え、契約の更新手続きを行うことができる。ただし、前年度の申込内容から変更がある場合は、改めて実施申込書類を提出すること。